

文化財の指定について

このことについて、別紙のとおり指定することとする。

(提案理由)

文化財の指定については、熊本県文化財保護条例第 4 条第 1 項、第 35 条第 1 項及び熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 18 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県文化財保護条例（昭和 51 年熊本県条例第 48 号）

(指定)

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第 2 条第 1 項第 1 号で規定する有形文化財をいい、法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財（以下「県重要文化財」という。）に指定することができる。

2～6（略）

第 35 条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第 2 条第 1 項第 4 号で規定する記念物をいい、法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定史跡、熊本県指定名勝又は熊本県指定天然記念物（以下「県史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2（略）

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(17)（略）

(18) 文化財の指定

(19)～(25)（略）

2（略）



文審第1号

令和6年(2024年)2月8日

熊本県教育長
白石 伸一 様

熊本県文化財保護審議会
会長 山尾 敏孝

文化財の県指定答申について(答申)

令和6年(2024年)2月7日付け教文第2258号で諮問のありましたこのことについて、令和6年(2024年)2月8日に開催の熊本県文化財保護審議会において慎重審議いたしました結果、下記物件1・2を熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項により重要文化財に、下記物件3を同第35条第2項により名勝に指定するよう答申します。

記

物件1

名 称：中山手永における石橋群 附 石碑2基
指定種別：熊本県指定重要文化財(建造物)
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準 第1重要文化財 1建造物
(2)、(3)ウ

物件2

名 称：野原八幡宮祭事簿
指定種別：熊本県指定重要文化財(古文書)
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準 第1重要文化財 3書籍、典籍、古文書類(4)ア

物件3

名 称：鹿目の滝
指定種別：熊本県指定名勝
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準 第5名勝(2)

下益城郡美里町・宇城市「中山手永における石橋群 附 石碑2基」の県重要文化財指定について

名 称	中山手永における石橋群 附 石碑2基 (なかやまてながにおけるいしばしぐん つけたり せきひにき)
員 数	1
種 別	重要文化財 (建造物)
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準 第1-1 (2)、(3)ウ
申 請 者	美里町教育委員会・宇城市教育委員会
所 在 地	下益城郡美里町今・小筵、宇城市豊野町糸石・山崎
所 有 者	美里町・宇城市
概 要	<p>中山手永における石橋群は、下益城郡美里町及び宇城市に位置する。石橋群は、馬門橋・二俣渡・二俣福良渡 (以上、美里町)、三由橋・山崎橋・薩摩渡 (以上、宇城市) の6基からなる。</p> <p>石橋群が位置する中山手永は、旧下益城郡豊野町と旧下益城郡中央町を範囲とした手永で、宇土・八代から砥用・矢部や御船へ繋がる往還等が通る交通の要衝であった。しかしその一方で、手永内には所々に谷や川が走り河川増水の度に人馬の通行に苦慮する地域でもあった。永青文庫所蔵『町在』にある「御内意之覚」によると、中山手永の惣庄屋であった小山喜十郎は、人馬の往来を改善することを目的として文政11年(1828年)から天保3年(1832年)に6基の石橋と1基の荒子橋を架橋した。5年の工事期間にかかった経費は33貫目、人夫は延べ30,517人である。架橋後、手永内の往来は改善され物流も盛んになったとされる。現在は7基造られた橋のうち6基が現地に残っている。</p> <p>石橋は、いずれも阿蘇溶結凝灰岩を用いて造られた石造単アーチ橋である。壁石は基本乱積みであるが、馬門橋や二俣渡、二俣福良渡にみられる嵩上部は布積みである。なお、各橋とも嵩上がなされた時期は不明である。</p> <p>馬門橋は、『町在』によると石橋群の中で最も早く備前石工の茂吉と勘五郎によって造られた。橋長27.0m、幅員3.0m、スパン11.4m、ライズ5.9m、スパンライズ比0.52である。高欄の笠石には石材同士を連結させるためと考えられる柄穴が穿たれている。そのほか、橋の東側には石工名等とともに「車一切通扁可ら須」と記した石碑が残る。</p> <p>二俣渡は橋長27.0m、幅員3.3m、スパン16.35m、ライズ5.45m、スパンライズ比0.33である。右岸下流側は二俣福良渡と接続しており、接続部付近の壁石には袖石垣が見られる。二俣渡と二俣福良渡は河川が合流する箇所^{箇所}に造られており、2つの橋を上から見るとL字型に並ぶ。</p>

	<p>二俣福良渡は橋長 27.0m、幅員 2.5m、スパン 15.3m、ライズ 5.8m、スパンライズ比 0.38 である。下流側の壁石下部には二俣渡と共通する袖石垣が見られる。なお、この橋は平成 28 年熊本地震で被災し、平成 28 年 (2016 年) から 29 年 (2017 年) にかけて解体修理が行われた。</p> <p>三由橋は橋長 21.6m、幅員 3.2m、スパン 12.7m、ライズ 3.9m、スパンライズ比 0.31 である。左岸上流側の壁石には袖石垣がみられる。</p> <p>山崎橋は橋長 25.0m、幅員 3.6m、スパン 13.55m、ライズ 3.9m、スパンライズ比 0.29 である。上流側には袖石垣の一種で通潤橋にも見られる^{さやいしがき}鞆石垣が採用されている。また、慶応 2 年 (1866 年) には、南^{けいおう}山崎在住の石工^{みなみやまさき}茂左エ門と彦左^{も ざ えもん ひこざ えもん}エ門により手摺 (高欄) が設置された。橋の西側には手摺を設置した石工名等とともに「車一切通^{くるまいっさいとおる}扁^べ加良須^{からず}」と記した石碑が残る。</p> <p>薩摩渡は、『町在』によると当初は簡素な荒子橋であったが、現在残る橋は石橋である。橋長 16.2m、幅員 3.4m、スパン 9.6m、ライズ 5.0m、スパンライズ比 0.54 で、右岸上流側の壁石下部には袖石垣がみられる。荒子橋から石橋に架け替えられた時期は不明であるが、一部残存する架橋当時のものと考えられる壁石の積み方などから、江戸時代末から明治時代初め頃には石橋に架け替えられていたと考えられる。</p> <p>このように中山手永における石橋群は、『町在』などの古文書から架橋年代が明らかだけでなく、交通インフラ整備の一環として江戸時代末期に熊本藩の手永によって当地に一括して架橋されたことが分かる。さらには、古文書に記載がある橋のうち 6 基が現在も良好に現地に残る非常に稀な文化財である。石橋自体を見ても使用する石材の加工技術が未熟であることから県内でも初期段階の石橋ととらえることができ、自然石を用いた乱積みの壁石や簡素な高欄など熊本系の石橋の特徴を有している。そのほか、スパンライズ比が 0.3 から 0.5 程度と比較的小さく高い技術を持った石工が架橋に関わったことがうかがえる。また、橋に関連する石碑が残ることも重要である。</p> <p>以上より、中山手永における石橋群の文化財としての価値は極めて高く、県重要文化財に指定して保護を図るものである。あわせて石橋に関連する石碑 2 基も附として指定する。</p>
<p>主要参考文献</p>	<p>下田 曲水編 1964『砥用町史』 砥用町 中央町史編さん委員会編 1977『町誌中央』 中央町 太田 静六編 1979『眼鏡橋・西洋建築』—九州のかたち— 西日本新聞社 豊野村史編纂協議会編 1991『豊野村史』 豊野村 山尾 敏孝 2007『緑川流域石橋群保存調査報告書』 熊本大学工学部構造力学研究室 上塚 尚孝 2016『熊本の眼鏡橋 3 4 5』 熊本日日新聞社</p>

調書

荒尾市 「野原八幡宮祭事簿」の県指定重要文化財の指定について

名 称	野原八幡宮祭事簿（のばらはちまんぐうさいじぼ）
員 数	1
種 別	重要文化財（古文書）
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準第1－3（4）ア
申 請 者	荒尾市
所 在 地	荒尾市野原 1529
所 有 者	個人
概 要	<p>本資料は、野原八幡宮の宮司・月田家に伝わる祭礼記録である。注目すべきはその記録時間の長さで、建長4年（1252年）から明治35年（1902年）にいたる651年間におよぶ。これは全国的にも稀有な事例といえる。</p> <p>資料の形態は楮紙の縦帳で、後補の渋紙表紙が付される。表紙・裏表紙を除く丁数は220丁で、最後の祭礼記録となる明治35年の記事の後に8丁の白紙があることから、装丁段階では明治35年以降も書き継ぐ見通しだったと考えられる。</p> <p>内容は野原荘全域ではなく同荘西郷地域を中心とする。野原八幡宮を鎮守社とした野原荘は石清水八幡宮寺を本家、宇佐八幡宮弥勒寺喜多院を領家とし、弘長2年（1262年）の下地中分によって領家（東郷）と地頭・小代氏（西郷）に分割された。これにより、同資料は西郷を中心とする記録として書き継がれることとなった。</p> <p>冒頭に綴じ込まれた覚書には天文23年（1554年）以前の記録を新しく書写したと記されることから、同年以前の分はこの時に作り直されたと考えられる。覚書に次いで祭礼記録が始まり、年ごとに祭頭人・大行事・小行事と呼ばれる祭礼責任者等の名前、祭礼名、負担する名や村名等が列挙される。15世紀半ばに村表記が出現、17世紀末に月田氏が宮司として登場する等、記載事項には時代による変化がみられるが、これらは同地域における社会構造の変容を反映しているものと考えられる。また、祭礼記録の行間にはその時々々の状況や戦乱に関する注記が記されることがある。中世の注記は地頭一族内の相論・政治社会状況・戦乱等が多く、近世は少ないながらも野原八幡宮内での相論や自然災害についての記述を確認できる。</p> <p>本資料は記録期間の長さにおいて県内に類例がなく、荘園制から国人領主制、さらに村町制・幕藩制、そして近代へという社会の変化に対応しながら存続してきた祭礼の記録として、学術的に大変貴重なものである。また、野原八幡宮の祭礼記録でもあることから、令和4年（2022年）にユネスコ無形文化遺産に登録された「野原八幡宮風流」等の歴史的背景を知る史料としての価値をも兼ね備える。このことから、県重要文化財として指定し、保護をはかるものである。</p>
参考文献	<p>荒尾市史編集委員会編『肥後国野原荘八幡宮祭礼史料』（荒尾市、2003年）。</p> <p>柳田快明「『野原八幡宮祭事簿』について」（春田直紀編『列島の中世地下文書』勉誠社、2023年）。</p>

調書

人吉市「鹿目の滝」の県名勝指定について

名 称	鹿目の滝（かなめのたき）
員 数	1
種 別	名勝
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準 第5（2）
申 請 者	人吉市教育委員会
所 在 地	人吉市鹿目町
所 有 者	熊本県・人吉市
概 要	<p>鹿目の滝は、人吉市鹿目町に位置し、球磨川水系鹿目川及びその支流に懸かる。本滝は、^{おだき}雄滝・^{めだき}雌滝・^{ひらたき}平滝の3滝からなり、別名「^{かなめはえたき}鹿目八重滝」ともいわれる。滝に対する認識は時代によって変化が見られ、江戸時代から明治時代は雄滝のみを指していたようだが、その後大正時代初めには雄滝と雌滝の2つが認識されるようになり、現在は3滝をあわせて鹿目の滝と呼称している。</p> <p>鹿目の滝は、^{あんえい}安永2年（1773年）に作成された相良氏の支配領である球磨郡の地誌を描いた絵図である『球磨絵図（写本）』に雄滝とみられる滝が紅葉とともに鮮やかに描かれている。また、その^{そえが}添書きには「瀧の高さ四五丈計春の時分桜の盛秋の末紅葉の時ハ見物猶常ニ増て面白しきながら錦を織るけしきに事ならず情知らぬあらえひすも此所に来りて美歎を催さぬハなし」と書かれており、少なくとも江戸時代中期には景勝地として認識されていたことが分かる。また、明治32年（1899年）に刊行された人吉初の郷土紹介本である『^{ひとよしほんじょうき}人吉繁昌記』には、滝の美観を歌った詩とともに^{かなめだにひばく}鹿目谷飛瀑として紹介されている。昭和10年（1935年）に刊行された『郷土読本』では、雌滝を「楓の紅葉した色香を深い緑の林にうかせて、白布の中にはさんだ姿は、優にやさしい乙女の舞姿だ。」「見上ぐれば小龍幾十、登つて合して^{いったい}一體となり、大龍の昇天するかとも思われる。」と評している。以降、今日に至るまで滝に関する記述が多くみられる一方で地元小学校の校歌にも歌われるなど、鹿目の滝は人吉・球磨地域が誇る名瀑である。</p> <p>滝が懸かる岩盤は、いずれも鹿目川玄武岩で柱状節理が発達している。また、雄滝が懸かる断崖の下には約250万年前の湖成層である人吉層上部が見られる。シルト岩を主体とする人吉層上部は軟らかく、雄滝と雌滝には深く浸食された滝壺が形成されている。雄滝は落差36mの^{ちよくぼく}直瀑である。滝口から^{たきぐち}滝壺まで^{たきつぼ}柱状節理が発達した黒色の断崖を水が一直線に流れ落ちる様子はまさに勇壮である。雌滝は、上段落差30m、下段落差7mの^{だんぼく}段瀑である。水が2段の断崖を複雑に流れ落ちる様は変化に富み、雄滝に対し優美な印象を与える。平滝は、落差12mの^{ぶんきぼく}分岐瀑である。ほかの2滝と比べると水の流れは緩やかで川幅一杯に広がりながら断崖を流れ落ちる。</p>

	<p>このように、鹿目の滝は近世期から熊本を代表する景勝地として知られており、現在にその姿を伝えている。また、鹿目川玄武岩の崖面に発達した柱状節理とその断崖から流れ落ちる水によって形成される風致景観は勇壮かつ優美で、雄滝・雌滝・平滝それぞれが三様の趣を示すその観賞上の価値は極めて高い。以上より、鹿目の滝を県名勝に指定して保護を図るものである。</p>
<p>主要参考文献</p>	<p>塚脇 真二ほか 1986「人吉盆地西部における上部新生界の層序」『鹿児島大学理学部紀要』19 鹿児島大学 北中 康文 2006『日本の滝』② 山と溪谷社 林 智洋ほか 2008「曲げ摺曲の事例—人吉盆地の地質教材開発—」『熊本大学教育学部紀要』第57号 熊本大学</p>

指定案件概要

なかやまてながにおけるいしばしぐん つけたり せきひにき

1 重要文化財（建造物） 中山手永における石橋群 附 石碑2基

- (1) 所在地 上益城郡美里町・宇城市
- (2) 所有者 美里町・宇城市
- (3) 年代 ぶんせい 文政11年（1828年）～てんぽう 天保3年（1832年）
- (4) 文化財概要

- 江戸時代末期に中山手永※¹において一括で架橋された石橋群。
- 馬門橋・二俣渡・二俣福良渡（以上、美里町）・三由橋・山崎橋・薩摩渡（以上、宇城市）の6基からなる。

【歴史的概要】

- 永青文庫所蔵『町在』まちざいによると中山手永は交通の要衝でありながら河川増水の度に通行に苦慮する地域であったために、惣庄屋である小山喜十郎によって文政11年（1828年）から天保3年（1832年）にかけて6基の石橋と1基の荒子橋※²が架橋されたことが分かる。架橋後は、人馬の往来が改善され物流も盛んになったとされる。
- 橋7基を造るのにかかった工期は5年、経費は33貫目、人夫は延べ30,517人。
- 当時造られた7基の橋のうち6基が残る。

【橋の概要】

- 阿蘇溶結凝灰岩を用いて造られた石造単アーチ橋。
- 壁石の積み方は乱積み。馬門橋・二俣渡・二俣福良渡にみられる後世の嵩上部は布積み。
- 使用石材の加工技術が未熟な県内初期段階の石橋。
- 自然石を用いた乱積みの壁石や簡素な高欄など熊本系の石橋の特徴を有す。
- スパンライズ比が比較的小さく高い技術を持った石工が架橋に関与したことがうかがえる。
- 各橋の概要は「表 中山手永における石橋群 附 石碑2基概要一覧」参照

【その他】

- 馬門橋と山崎橋には隣接して関連する石碑が残る。

(5) 文化財の価値

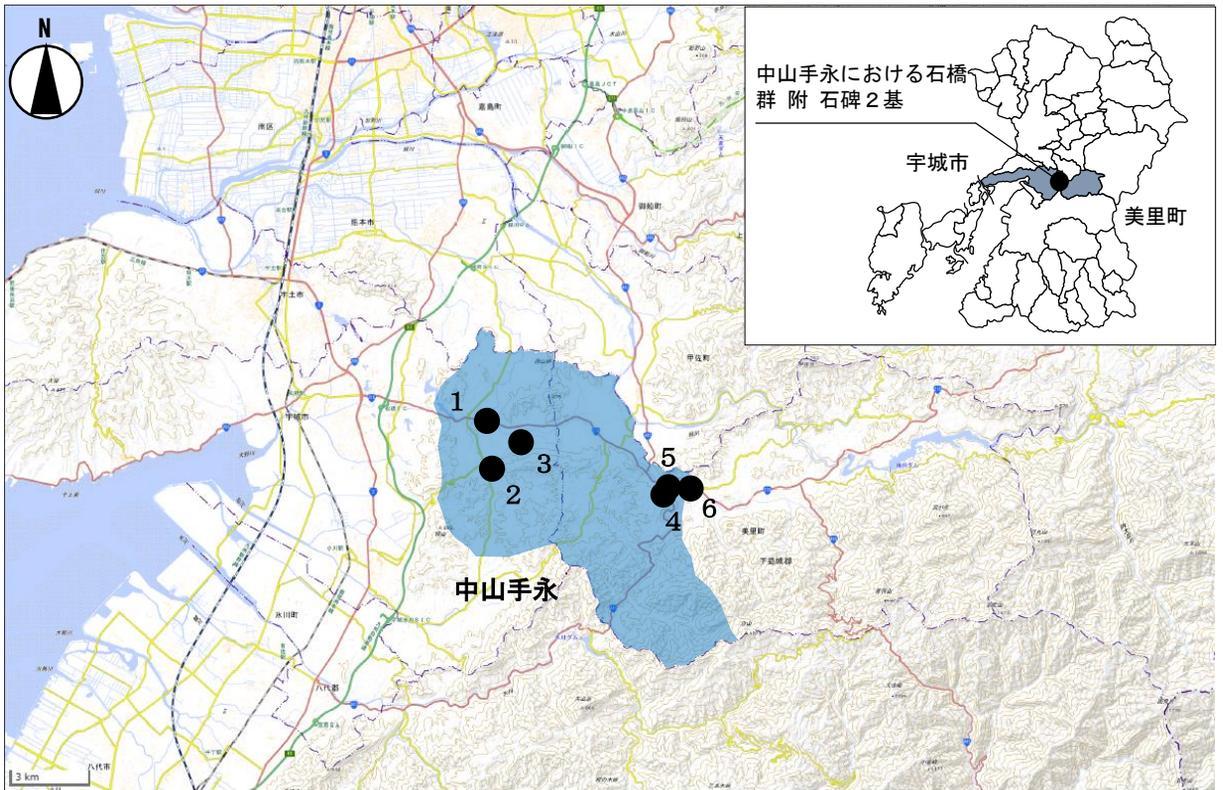
- 江戸時代末期に交通インフラ整備の一環として中山手永によって一括して整備された石橋群で、古文書記載の石橋6基が群として現地に残る非常に稀な文化財。

※1 江戸時代の熊本藩において旧下益城郡豊野町と旧下益城郡中央町を範囲とした手永。手永とは細川家が領地に導入した行政区画。手永の責任者が惣庄屋。

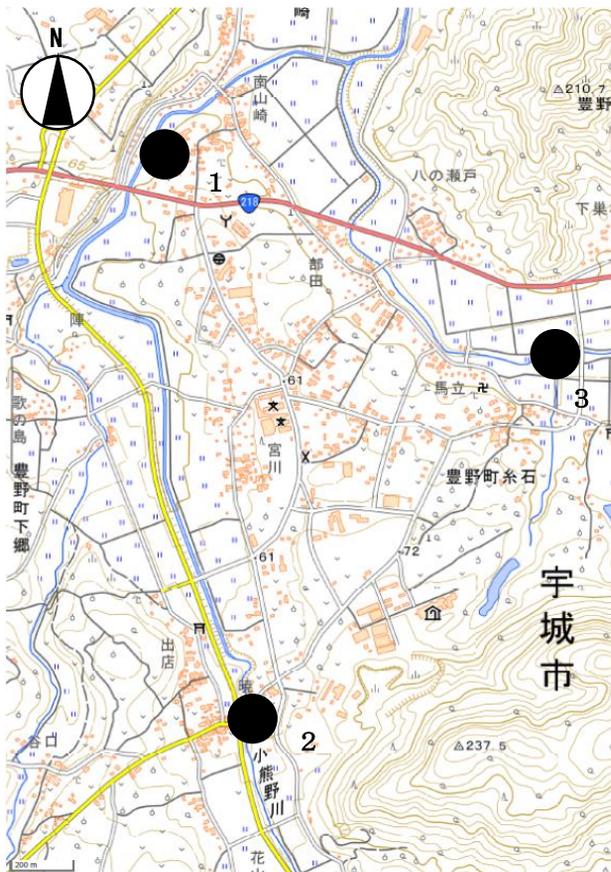
※2 石積みの橋脚に木材を渡しただけの簡素な橋。

表 中山手永における石橋群 附 石碑 2 基概要一覽

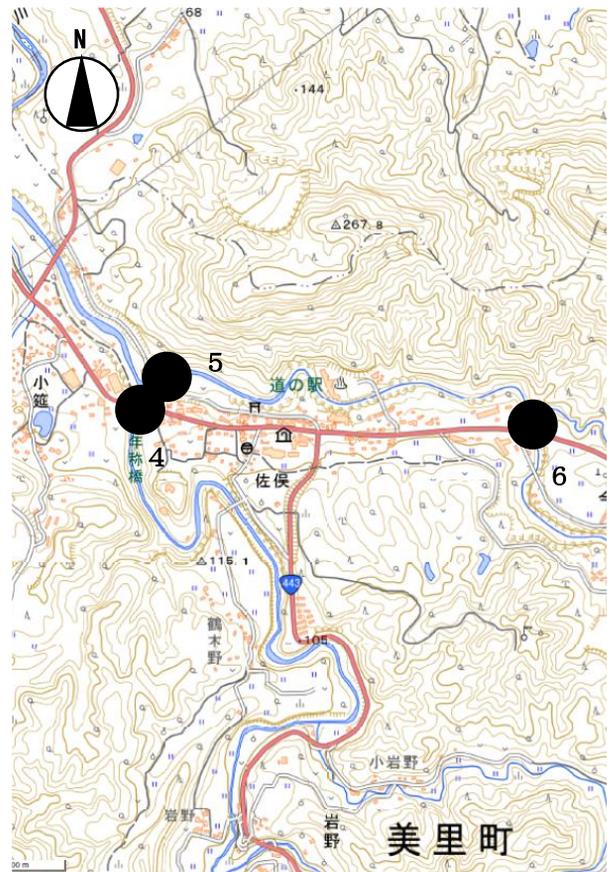
	所在	指定	『町在』 御内意之覚 記載名称	架橋年代	大きさ(m)			スパ ン ライ ズ	スパ ン ラ イ ズ 比	履歴	備考
					橋長	橋幅	スパン				
馬門橋	美里町	町	今村・佐俣村に架かる馬門川眼鏡橋	文政11年 (1828年)	27.0	3.0	11.4	5.9	0.52	時期不明 壁石嵩上	<ul style="list-style-type: none"> 高欄：笠石に柄穴穿孔 石碑：1基（車一切通届可ら須ほか） 石工：備前石工茂吉・勘五郎
二俣渡	美里町	町	小筵村・佐俣村に架かる二俣川眼鏡橋	文政12年 (1829年)	27.0	3.3	16.4	5.5	0.33	時期不明 壁石嵩上	<ul style="list-style-type: none"> 壁石：下流側に袖石垣 右岸側は二俣福良渡と接続
二俣福良渡	美里町	町	小筵村・佐俣村に架かる二俣福良渡眼鏡橋	文政13年 (1830年)	27.0	2.5	15.3	5.8	0.38	時期不明 壁石嵩上 平成28年～29年 解体修理	<ul style="list-style-type: none"> 壁石：下流側に袖石垣 平成28年熊本地震で被災
三由橋	宇城市	市	下糸石村・下郷村に架かる鬼迫川眼鏡橋	文政13年 (1830年)	21.6	3.2	12.7	3.9	0.31	昭和55年 改修・欄干整備	<ul style="list-style-type: none"> 壁石：左岸上流側に袖石垣
山崎橋	宇城市	市	山崎村の駄渡川眼鏡橋	天保2年 (1831年)	25.0	3.6	13.6	3.9	0.29	慶応2年 手摺（高欄） 改修 昭和57年 改修	<ul style="list-style-type: none"> 壁石：上流側に袖石垣（鞘石垣） 石碑：1基（車一切通届加良須ほか） 石工：（高欄） 南山崎在住茂左エ門 ・彦左エ門
薩摩渡	宇城市	市	奥林村の薩摩渡荒子橋	天保3年 (1832年)	16.2	3.4	9.6	5.0	0.54	江戸時代末～明治時代初 荒子橋から石橋に架替え 昭和56年 改修	<ul style="list-style-type: none"> 壁石：右岸上流側に袖石垣 別名：奥林橋



中山手永の範囲と石橋の位置



宇城市域拡大



美里町域拡大

- 1 山崎橋 2 三由橋 3 薩摩渡 4 二俣渡 5 二俣福良渡 6 馬門橋



馬門橋



二俣福良渡 (左) ・二俣渡 (右)



二俣渡



二俣福良渡



三由橋



山崎橋



薩摩渡



馬門橋関係石碑



山崎橋関係石碑

中山手永における石橋群 附 石碑2基

町在

御内意之覚

中山手永岩下村居住

老領老足

小山喜十郎

右者去ル天保二年卯五月以来、中山手永之

儀茂、濱戸川之水上ニ而村毎ニ川塘積所之損所多、

(略)

精仕候、且又近年中山手永内ニ而之功績左之通、

一、文政十一年八月、今村佐俣村懸ニ而馬門川目鑑橋 一輪

一、同十二年十二月、小筵村・佐俣村懸ニ而二俣川目鑑橋 一輪

一、同年同月下糸石村・巢林村懸ニ而柳塘目鑑橋 一輪

一、同十三年四月下糸石村・下郷村懸ニ而鬼迫川目鑑橋 一輪

一、同年同月小筵村・佐俣村懸ニ而二俣・福良渡目鑑橋 一輪

一、天保二年四月山崎村駄渡川目鑑橋 一輪

一、同三年十月、巢林村薩摩渡荒子橋 一口

右七ヶ所ニ而入目錢三拾三貫目、夫数三万五百拾七人、

惣躰中山手永之儀者縦横之谷川筋ニ而雨中俄ニ増

水仕候節、人馬之通路出来兼、到而難渡之所柄ニ御座候処、

喜十郎儀右七ヶ所之橋懸方仕候、以来者雨中候下り共、

人馬之通路聊無差障、所柄之者共者勿論、遠方往来之

(後欠)

【現在の橋名】

↓馬門橋

↓二俣渡

↓(欠)

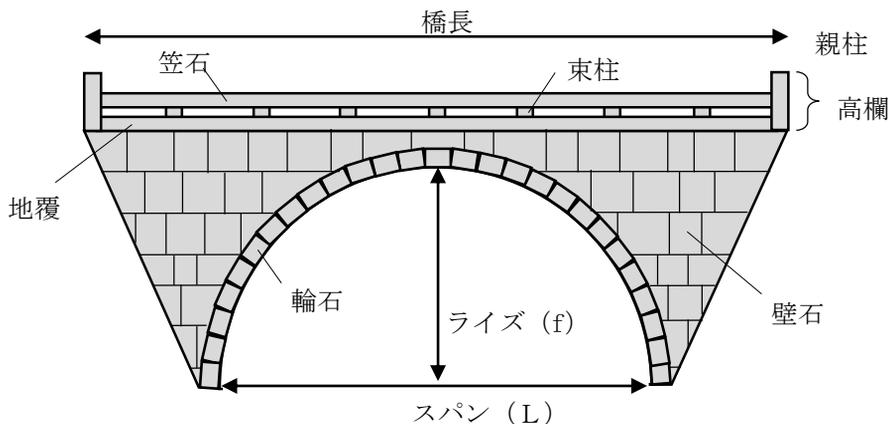
↓三由橋

↓二俣福良渡

↓山崎橋

↓薩摩渡

永青文庫所蔵『町在』御内意之覚 翻刻抜粋



石橋各部名称

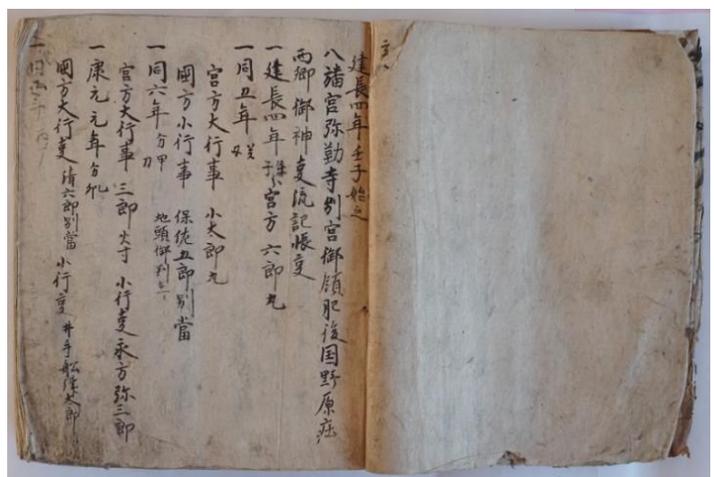
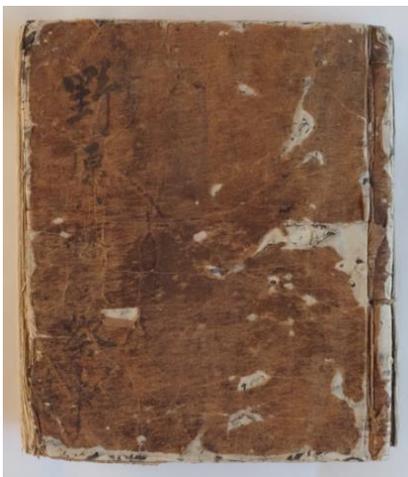
2 重要文化財（古文書） 野原八幡宮祭事簿

- (1) 所在地 荒尾市野原
- (2) 所有者 個人
- (3) 年代 けんちょう 建長4年（1252年）～明治35年（1902年）
- (4) 文化財概要

- ・野原八幡宮の祭礼記録。
のばらのしょう
- ・内容は中世の野原荘（現在の荒尾市・長洲町を主な領域とした荘園※3）のうち西郷（現在の荒尾市原万田・荒尾・牛水等）地域を中心とする。
- ・鎌倉時代から明治時代にかけての651年間の記録。
- ・紙質・筆跡等の変化から長い年月にわたって書き継がれたことが分かる。

(5) 文化財の価値

- ・鎌倉時代から明治時代まで651年間という長期にわたる県内に類例がなく、全国的にも珍しい記録が残り、長い期間、社会の変化に対応しながら存続してきた祭礼の記録として貴重。



野原八幡宮祭事簿

※3 寺社などが財力によって開墾し、自分の領地とした大規模な農園のこと。

3 名勝 鹿目の滝

- (1) 所在地 人吉市
(2) 所有者・管理者 熊本県・人吉市
(3) 指定面積 229,165.67㎡
(4) 文化財概要

【全般】

- ・球磨川水系鹿目川及びその支流に懸かる滝群。
- ・雄滝おだき・雌滝めだき・平滝ひらたきの3滝からなり、別名「鹿目八重滝かなめはえたき」ともいわれる。
- ・鹿目の滝に対する認識は時代によって変化しているが、現在は3つの滝を合わせて「鹿目の滝」と呼称する。

【歴史的概要】

- ・安政2年(1773年)に作成された相良氏の支配領である球磨郡の地誌を描いた絵図である『球磨絵図くまえず(写本)』に記載がみられるなど江戸時代中期には景勝地として認識されていた。
- ・その他、明治32年(1899年)に刊行された人吉初の郷土紹介本である『人吉はんじょうき繁昌記』をはじめ滝に関する記述は多い。
- ・人吉市立西瀬小学校の校歌に歌われる。

【地質的概要】

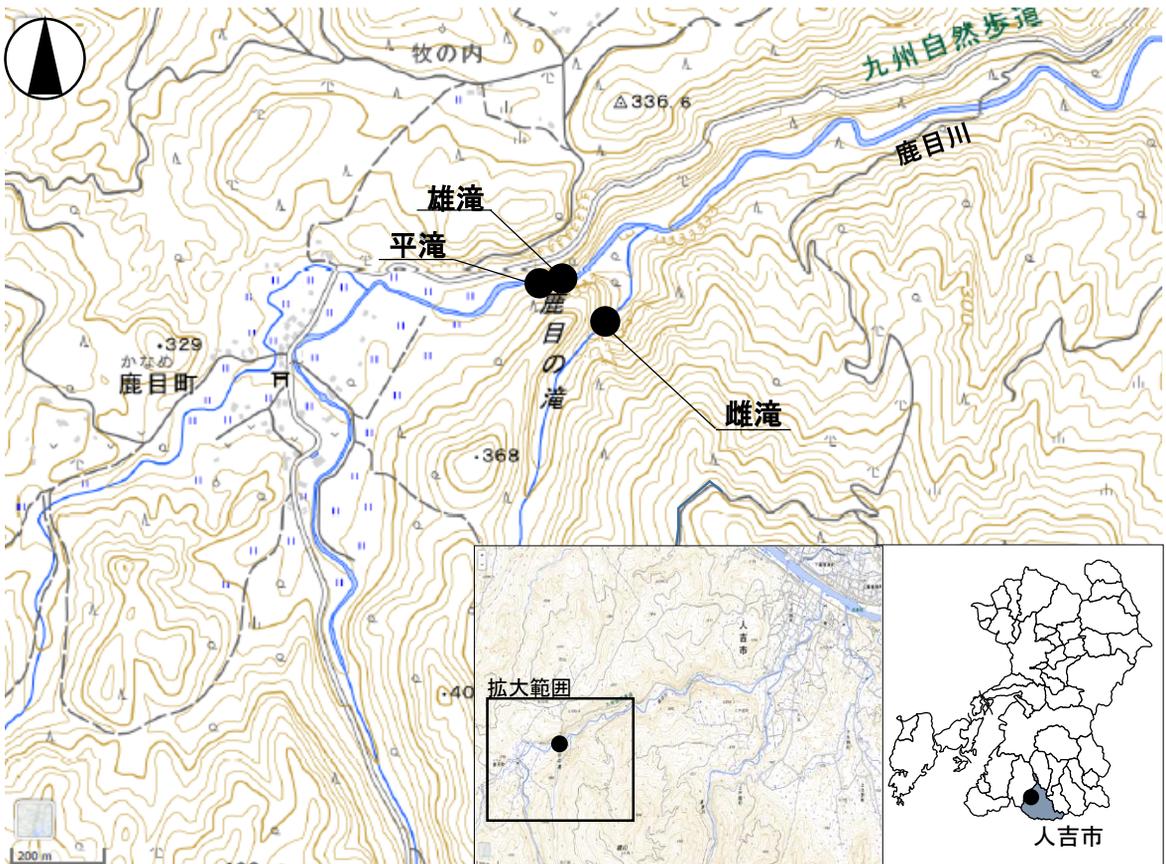
- ・滝が流れる岩盤はいずれも鹿目川玄武岩かなめがわげんぶがんで柱状節理が発達している。
- ・雄滝・雌滝には滝壺が形成される。
- ・勇壮な雄滝・優美な雌滝・川幅一杯に広がって流れ落ちる平滝と3つの滝で三様の景色が見られる。
- ・各滝の概要は「表 鹿目の滝概要」参照

5) 文化財の価値

- ・近世期から熊本を代表する景勝地として認識されてきた名瀑で雄滝・雌滝・平滝それぞれが異なる趣を示し観賞上の価値は極めて高い。

表 鹿目の滝概要

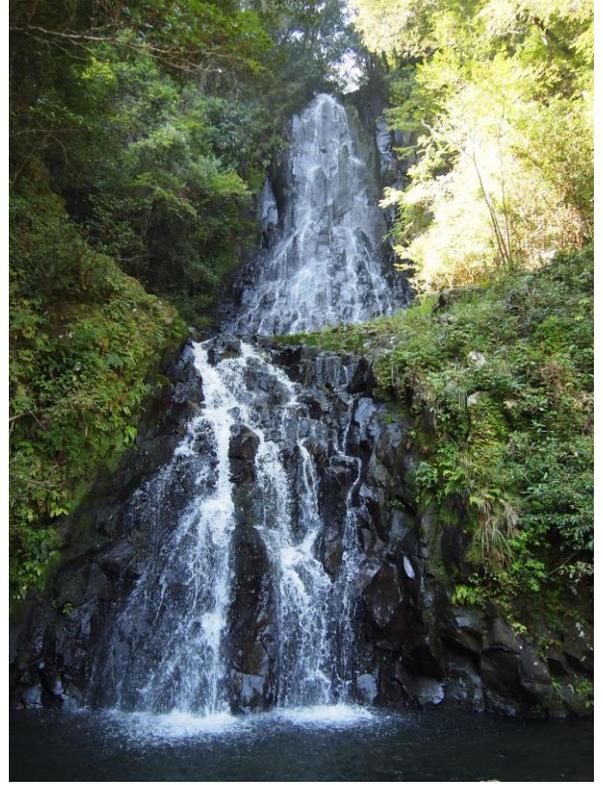
雄滝 (おだき)	河川	鹿目川		地質	鹿目川玄武岩	
	落差	36m	形分 成類	浸食型	形態	直瀑
	特徴	黒色の断崖を一直線に落水する勇壮な滝 崖下には人吉層上部が見られる				
雌滝 (めだき)	河川	鹿目川支流(水路)		地質	鹿目川玄武岩	
	落差	37m 上段: 30m 下段: 7m	形分 成類	浸食型	形態	段瀑
	特徴	2段の崖面を水が複雑に流れ優美な印象を与える滝				
平滝 (ひらたき)	河川	鹿目川		地質	鹿目川玄武岩	
	落差	12m	形分 成類	浸食型	形態	分岐瀑
	特徴	雄滝・雌滝と比べ水の流れが緩やかで、崖面を川幅一杯に広がって落水する滝				



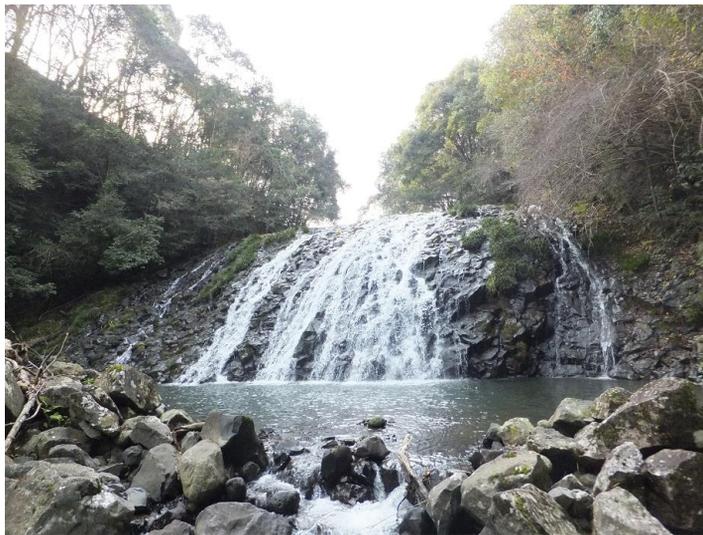
鹿目の滝位置



雄滝



雌滝



平滝

鹿目の滝

【参考】県指定文化財答申実績（平成21年度～令和4年度）

年度	審議会 開催日時	指定 答申数	指定答申文化財	指定後の活用等
H21	3月3日	1件	・光圓寺の梵鐘（工芸、八代市）	
H22	3月23日	2件	・聖滝（名勝・天然記念物、山都町） ・五郎ガ滝（名勝・天然記念物、山都町）	H28年度に国名勝指定
H23	3月13日	1件	・領内名勝図巻（歴史資料、熊本市）	
H25	7月19日	2件	・紅糸威腹巻 附鎧櫃（工芸、熊本市） ・竹林七賢図屏風（絵画、熊本市）	
H26	3月23日	1件	・門前川目鑑橋（建造物、御船町）	
H27	3月23日	1件	・木造聖観音菩薩立像及び木造四天王立像（彫刻、多良木町）	
H29	2月27日	4件	・下里御大師堂附厨子（建造物、湯前町） ・千利休書状（二月十四日）（書籍、八代市） ・細川忠興・忠利発給文書群（古文書、熊本市） ・津森神宮お法使祭（無形民俗、益城町・菊陽町・西原村）	下里御大師堂附厨子は、解体修理の様子を地元住民向けに公開し、説明会を実施（R3年、R4年）
H30	1月31日	3件	・黒糸威横矧二枚胴具足（工芸、熊本市） ・長目塚古墳出土品（考古資料、阿蘇市） ・馬場楠井手の鼻ぐり（史跡、菊陽町）	長目塚古墳出土品は、記念シンポジウム、展示会を開催
R 1	1月31日	2件	・木造二天王立像（彫刻、あさぎり町） ・宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋（名勝、宇土市）	
R 2	2月9日	2件	・金春流中村家能楽等関連資料（歴史資料、熊本市） ・両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物（考古資料、玉名市）	金春流中村家能楽等関連資料は、熊本博物館の企画展で展示（R3年）。 両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物は、発掘された日本列島展で展示（R4年、埼玉県・北海道・宮城県・宮崎県・奈良県）。
R 4	7月29日	2件	・中山観音堂の鰐口（工芸、多良木町）	
	2月3日		・福田寺の五輪塔（建造物、益城町）	

※平成28年度は熊本地震、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で指定なし。

○熊本県文化財保護条例 抜粋

(昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日条例第 31 号

熊本県文化財保護条例をここに公布する。

熊本県文化財保護条例(昭和 30 年熊本県条例第 20 号)の全部を改正する。

熊本県文化財保護条例

第 2 章 県重要文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第 2 条第 1 項第 1 号で規定する有形文化財をいい、法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財(以下「県重要文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権限に基づく占有者が存するときは、その者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権限に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、熊本県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示して行うものとする。
- 5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該重要文化財の所有者に指定書を交付するものとする。

第 5 章 県史跡名勝天然記念物

(指定)

第 35 条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第 2 条第 1 項第 4 号で規定する記念物をいい、法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定史跡、熊本県指定名勝又は熊本県指定天然記念物(以下「県史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日条例第 31 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県文化財指定及び選定基準

(昭和51年10月27日)

熊本県文化財保護条例第4条、第20条、第27条、第35条及び第41条に規定する熊本県文化財の指定及び選定は、当分の間、次の基準により行う。

第1 重要文化財

1 建造物

- (1) 国の指定文化財に準ずるもの。
- (2) 県の文化に密接な関係があるもののうち、技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの。
- (3) 保存上重点的な措置が必要なものとして、次に掲げるもの。
 - ア 鎌倉時代以前の石造塔墓で、完型または完型に近いもの。
 - イ 室町時代の石幢六地藏で、完型または完型に近いもの。
 - ウ 江戸時代の代表的な寺社建築、民家、眼鏡橋。
 - エ 明治以降の建造物ですぐれたもの。

2 絵画、彫刻、工芸

- (1) 国の指定文化財に準ずるもの。
- (2) 県に在住した作家の手になったものですぐれたもの。
- (3) 県の絵画、彫刻、工芸史上または文化史上貴重なものですぐれたもの。

3 書跡、典籍、古文書類

- (1) 国の指定文化財に準ずるもの。
- (2) 書跡は、県の歴史に重要な関係を持つ人、または県に在住した歴史上著名な人の手になる古筆、法帖等で価値の高いもの。
- (3) 典籍は、県の文化に密接な関係のあるもので、原本または優秀な古写本、あるいは、歴史的系統的にまとまっているまれで重要な版本等。
- (4) 古文書類は、記録、日記、地図等を含む。
 - ア 室町時代以前の古文書類。
 - イ 江戸時代の古文書類のうち、相当数まとまっていて、県の歴史を知るうえで史料的价值の高いもの。
 - ウ 明治以降のもので、比較的まとまっていて、県の歴史上重要なもので、かつ散逸のおそれのあるもの。

4 考古資料

- (1) 国の指定文化財に準ずるもの。
- (2) 県内の出土品または伝世品で、県の文化史上貴重なもの。
 - ア 各時代の遺物のうち、類例がまれで学術的価値の高いもの。
 - イ 各時代の遺物のうち、標準となる典型的なもの。

ウ このほか、とくに弥生時代の青銅器、石人石馬、古墳出土品のうち一括して出土したもの等。

5 歴史資料

(1)国の指定文化財に準ずるもの。

第2 重要無形文化財

1 芸能

(1)国の指定文化財に準ずるもの。

(2)音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、芸術上価値の高いもの。

(3)県内に伝承された古武術で、本県独得の特色を持ち、その技術を正しく伝えるもの。
例えば、流鏝馬、踏水術等。

(4)当該芸能にともなう用具等の製作、修理等の技術で優秀なものは芸能の一部としてそれらとともに指定することができる。

2 工芸技術

(1)国の指定文化財に準ずるもの。

(2)県内に伝承された工芸技術のうち、器材、技法等が手工業的であり、技術上すぐれたものであるもの。たとえば陶芸、染色、金工、木工、漆工等。

第3 民俗文化財

1 重要民俗文化財

(1)国の指定文化財に準ずるもの。

(2)県内の生活文化の推移を示すもので典型的なもの。

(3)保存上重点的な措置が必要なものとして次に掲げるもの。

ア 生産用具では農具、漁業用具、狩猟用具、紙すき用具、機織用具、山師、木地師道具等。

イ 交通に関するものでは、かご、道標等。

ウ 交易に用いられるものでは、看板、鑑札、行商道具等。

エ 信仰に用いられるものでは、庚申塔、絵馬、むな札等。

オ 民俗芸能、娯楽に用いられるものでは、がん具、舞台衣しょう道具、楽器等。

カ 民俗文化に関するものでは、ばしょう句碑等。

(4)上の資料は、まとまっているものを優先し、個々のものではとくに貴重なものに限る。

2 重要無形民俗文化財

(1)郷土に伝わる芸能のうち、よく伝統を保持し、すぐれたもの。たとえば練物、神事舞、仏事舞、雨ごい踊り、人形しば居、はやし、民謡、造物等。

(2)衣食住、生業、信仰等日常生活に関する風俗習慣の典型的なもの。たとえば神事、遊戯等。

(3)民芸品製作技術。

第4 史跡

- (1)国の指定文化財に準ずるもの。
- (2)県の歴史の正しい理解のために欠くことのできないもので、学術上価値があるもの。
- (3)保存上、重点的な措置が必要なものとして次に掲げるもの。
 - ア 貝塚、古代住居跡、古墳等で、よく原型を保っているもの。とくに前方後円墳。
 - イ 役所跡、城跡、館跡、社寺跡、古戦場等のうち代表的なもの。
 - ウ 文化史上重要な貢献をした人物の墳墓で原位置にあるもの、及び住居で旧態を比較的保っているもの。
 - エ じゅく、その他の施設で建造物の存するもの。
 - オ 街道、条里制跡、窯跡、堤防、池、用水等産業交通土木に関する遺跡で、当時の形態を比較的保っているもの。
 - カ 庭園等で歴史上由緒深いもの。

第5 名勝

- (1)国の指定文化財に準ずるもの。
- (2)県内の自然美を代表するもの。
- (3)すぐれた展望地点。
- (4)人工的なものについては、芸術的または学術的価値の高いもの。

第6 天然記念物

- (1)国の指定文化財に準ずるもの。
- (2)県内に存在するまれで重要な動植物および岩石鉱物。
 - ア 個体数少なく、または滅亡にひんしている動植物のうち学術上貴重なもの。
 - イ 原生林、社そう、植物群落、動物群集等の代表的なもの、並びに老樹、名木、巨木、奇形木、栽培植物の原木。
 - ウ 特殊な岩石、鉱物および化石の産地。
- (3)特殊な地形、地質学的現しょうを示す場所。
- (4)とくに貴重な動植物、岩石鉱物、化石等の標本。
- (5)動植物の分布上の限界地、自生地、繁殖地、渡来地の主なもの。
- (6)保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域。

第7 選定保存技術

- (1)国の選定保存技術に準ずるもの。

第8 その他（重複指定）

- 1 記念物等（史跡、名勝、天然記念物）では同一物件を二つ以上の種別で指定することができる。その場合、名称についてはより重要な方を先に名づける。